

第3章 藤沢市における市民活動推進の諸課題

1 活動の場の確保について

(1) 公共施設利用における利用制限

公共施設においては、公益的な活動・事業であっても収益事業を行う場合には、利用が制限されています。市民活動団体が行う特定非営利活動であっても収益事業を行う場合には、公共施設での利用を制限をされています。

(2) フリースペースや活動に必要な機材を利用できる場が少ない。

市内には市民活動団体が自由に活用できるフリースペース（予約なしに会議・ミーティングができる場）や機材（コピー機や複写機など）を備えている施設は、市民活動推進センター以外にはほとんどなく、地域単位で活動する団体が身近な施設を使って打ち合わせや作業をできる場が少ない。

(3) 事務所等（日常的・継続的利用）の場の確保が困難である。

事業を継続的に行う市民活動団体にとっては、継続的・日常的に占有利用できる事務所や店舗、倉庫などが必要である。しかし、市民活動団体は、財政的に厳しい状況にあるため、現実的にはそのような占有スペースを確保することが厳しい状況にあります。

2 情報の収集及び提供について

(1) 情報流通全体システムの未整備

市民活動の推進のための「情報流通全体システム」の構築が求められています。市民活動団体と行政の情報流通に関する役割分担を定めて、必要な情報を総合的に収集し、効果的な情報流通を推進する環境を創り出していくことが必要です。

(2) 情報メディアの活用策等の検討

紙媒体により情報を収集する市民活動団体が多い状況があるため、紙媒体を含めた既存の情報メディアを有効に使いこなす活用施策が必要です。また、情報システムの発展に伴い、様々な新しい情報メディアが生まれてきました。それらのメディアについては、市民活動情報を発信できるメディアとして発信方法を含め活用策を検討することが必要です。

(3) 行政情報をより入手しやすくし、情報格差の改善を図る

現在市民活動団体に必要な行政に関する情報は、行政内の各部署に分散しているため、市民活動団体が収集しにくい状況にあります。行政が市民活動団体にとって有効

な情報を敏速かつ有効に提供し、市民活動団体がより入手し易くなるよう収集・発信することにより、市民及び市民活動団体との間の情報格差の改善が求められています。

3 財政的な支援について

(1) 助成制度の透明性・公開性を高める

既存の助成制度については、その手続や結果、及び評価などについての透明性を高め、市民がその効果を評価できるよう、さらに、公開性を高めることが求められています。

(2) 市民活動の推進と自立を目的とする助成制度の総合化

市民活動の推進と自立を図るため、既存制度の見直し、財政的な支援を含めた総合的な助成制度を創設することが求められています。

(3) 自主財源確保の側面支援と地方税の減免基準の拡大

市民活動団体は、厳しい財政状況の中で自主財源確保に取り組んでいます。市民活動団体に多様な収入の機会が得られるように、行政としての市民活動への側面援助(市民活動の市民認知の向上、信頼性の向上が自主財源確保につながる)が求められています。

また、法人市県民税・固定資産税・軽自動車税など、公益的な事業活動の場合の減免基準の拡大が望まれています。

4 協働事業について

(1) 行政との協働事業の実施における課題

①協働事業における認識の共有化

行政が安易に協働事業を実施することにより、市民活動が行政の補完となったり、市民活動団体が行政に依存する状況を生み出さないようにすることが必要です。

協働事業を実施するにあたっては、市民活動団体と行政の双方が、協働事業の本質や基本事項についての理解を深め、協働事業に関しての理解・認識の共有化を図ることが必要です。

②協働事業の具体化に向けての制度設計

協働事業の実施にあたっては、事例の分析、実験事業の実施等により、協働事業の対象となる事業の範囲、協働事業の推進方策のあるべき姿を見い出しながら、協働事業の具体化に向けての制度設計を行うことが必要です。

(2) 市民活動が独自で展開する事業における課題

市民活動団体が独自に事業を展開することにより、行政から独立した公益を創造していくことは、市民が主体となる社会では重要なことであるが、現在の社会では、そ

こうした独自の事業展開を促すような環境整備が充分ではない。企業が事業活動を行うにあたって様々な制度や施策を活用できる（融資制度や、産業育成や雇用促進に対する支援策等）ことに比べ、市民活動の事業展開に対する社会的な支援制度や環境整備の充実が望まれています。

（３）市民活動団体自らのマネジメント力の向上

市民活動団体が独自で事業展開する上でも、また、行政との協働事業を実施していく上でも、市民活動団体にマネジメント力が備わっていることが必要です。

特に、協働事業においては、行政と対等な関係を築き、相互に自立し役割分担を行う力が市民活動団体に求められています。

こうした市民活動団体のマネジメント力は、基本的には市民活動団体自身の自助努力によって高めていくものであり、過剰な支援や干渉は自立より依存をもたらすということに留意しつつ、協働事業や、市民活動の事業展開に対する支援制度等の検討においては、行政が市民活動団体の自助努力を側面的に支援し、市民活動団体の育成につながるような視点も必要です。